

## 監査公表

平成31年度および令和2年度に実施した包括外部監査について秋田市長からならびに平成30年度に実施した包括外部監査について秋田市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年8月31日

秋田市監査委員 島 崎 正 実

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 菅 原 琢 哉

秋田市監査委員 三 浦 清

令 3 総 第 1 2 1 8 号

令和 3 年 8 月 2 0 日

秋田市監査委員 様

秋田市長 穂 積 志

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 3 1 年度および令和 2 年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により、次のとおり通知します。

平成31年度包括外部監査（秋田市のまちづくりに関する事務の執行について）の結果に対する措置状況

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p><b>第3章 秋田市のまちづくりについて</b> <b>3. 監査の結果</b> <b>(1) 秋田市中心市街地活性化基本計画について</b> <b>【意見2】計画の目標達成状況の分析について（36頁・6頁）</b> 数値目標の表面的な達成状況だけでなく、どのように活性化に効果があるのかについてより分析を行う必要がある。</p>	<p>（措置困難：都市総務課） 中心市街地の活性化に向けた各種取組は、複数の事業が面的に進められることで相乗効果を発揮するものであり、個別の事業による効果の分析は困難である。 なお、他都市においても、内閣府作成のマニュアルに基づき、数値目標の達成による評価としている。</p>

## (2) 秋田市立地適正化計画について

### 【意見3】コンパクトシティの効果と対応について (37頁・6頁)

当該施策については以前から課題とされてきたが、これまでの政策の成果が見られない。

中心地域以外に6つもの中心拠点を有し、それぞれを結びつける公共交通はバスだけというのでは、コンパクトシティ「アンドネットワーク」の意味も薄れてくる。

しかも、バスの運転手の高齢化に伴い、密度の高い交通の運行が困難となってきた中で、現在の施策が効果を上げているか、課題を直視しつつ、明確な効果指標に従って実施する必要がある。

具体的には、現在の6つの中心拠点の縮小的見直し、市の中心部へのLRTの導入の再検討を考慮することが考えられる。

(措置済み：都市計画課)

令和3年6月に策定した第7次秋田市総合都市計画において、市民生活を支える持続可能な多核集約型コンパクトシティの形成を目標の一つとして掲げ、移動しやすい道路網や公共交通網を形成することで、各種の生活サービスが利用しやすい環境づくりや、拠点間の連携・交流を促進することとしている。

(措置困難：交通政策課)

令和3年3月に策定した第3次秋田市公共交通政策ビジョン（秋田市地域公共交通計画）では、「街の変化に柔軟に対応し、誰もが自由に移動できる、将来にわたり持続可能な公共交通サービスの実現」を基本的な方針とし、今後のコンパクトシティ形成に柔軟に対応できる公共交通網の構築を進めることとしている。

LRTについては、軌道敷確保や経費負担、運行主体などの課題も多く、導入には多額の費用と長期の事業期間を要すると想定され、実施は困難である。

今後、ICTの活用により、バス等にも自動運転の導入が見込まれ、運転手不足にも一定の対応が可能になると見込まれることから、既存の鉄道を骨格とし、バス・タクシーを血管と見立てた利便性の高い公共交通網の形成に向けた取組を進めていく。

**【意見4】居住調整地域のあり方についての明確なビジョンの提示について（37頁・7頁）**

居住調整地域の指定といった強制的手段を採用せずとも、地域住民に一定の負担はあるものの、何らかの将来に希望をもてるような施策を描くことが必要である。

**(3) 空き家対策について**

**【意見5】空き家の活用について（40頁・7頁）**

地方自治体自らまたは共同出資等によるランドバンクを設立し、空き家の活用方法について検討されたい。

（措置済み：都市計画課）

第7次秋田市総合都市計画において、居住誘導区域外の市街地像については、低未利用土地の活用等により住環境を保全し、緑豊かなゆとりある居住環境の形成を進めることとしている。

また、市街化区域外縁部における低未利用土地のうち、将来的な利活用の見込みが立たない地区を対象とし、市街化調整区域への逆線引きの検討を行い、既存市街地の高密度な利用を促進することとしている。

（措置予定・検討中：住宅整備課）

令和3年3月に策定した第2期秋田市住生活基本計画の空き家等の利活用促進施策の一つとして、空き家や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性を検討することとしており、今後、ランドバンク事業の実現性について関連団体等との連携も含め検討する。

## 第4章 監査対象とした各課の事業に対する監査の結果

### 1. 都市総務課

#### 1-2 監査の結果

##### (1) 中心市街地活性化基本計画推進経費について

##### 【意見6】歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）の減少要因の調査・分析について（46頁・7頁）

大きな通行量の減少が続いており、市民の行動様式等に構造的な変化が生じていることも考えられることから、計画期間の最終フォローアップを待たず、目標と実績の乖離を調査・分析することが望ましい。

##### 【意見7】活性化基本計画に追加された事業に対する評価について（48頁・8頁）

計画に位置づけられた各事業がどの程度指標に寄与しているのか評価することも今後の施策立案のために有用なものとする。

（措置予定・検討中：都市総務課）

歩行者・自転車通行量における目標と実績の乖離については、目標値の根拠となっている施設整備が終わっていないため、要因を分析することは困難であるが、市民の生活パターン等の変化については、最終フォローアップ調査に合わせて実施する予定の市民アンケート調査等により分析が可能か検討する。

（措置困難：都市総務課）

中心市街地活性化基本計画の目標指標については、計画に位置づけられた複数の取組が相乗効果を発揮することにより達成されるものであり、個々の取組がどの程度寄与しているのかを評価することは困難である。

なお、他都市においても、内閣府作成のマニュアルに基づき、数値目標の達成による評価としている。

## 2. 都市計画課

### 2-2 監査の結果

#### (1) 屋外広告物管理システムについて

##### 【意見8】屋外広告物管理システムの契約の方法について (52頁・8頁)

システムの更新を機会に、他のシステムを使用する可能性も検討すべきであったと考える。また、他のシステムを使用する可能性がある場合には、複数年契約を前提として、一般競争入札や公募型プロポーザル方式などの方法で、競争性を発揮すべきである。

(措置予定・検討中：都市計画課)

次回のシステム更新時において、屋外広告物の管理システムを使用している他都市の契約状況等を調査し、契約方法について検討する。

#### (2) 秋田市立地適正化計画と自然災害の可能性のある地域との整合性について

##### 【意見9】秋田市立地適正化計画とハザードマップの整合性について (54頁・9頁)

自然災害が想定される地域は居住を誘導して人口密度を維持するエリアとしてふさわしいものではないという観点から、居住誘導区域の見直しを進めていく必要がある。

(措置済み：都市計画課)

自然災害リスクや災害対策の状況を考慮した秋田市立地適正化計画の見直しを第7次秋田市総合都市計画に位置づけており、国や県と調整のもと、居住誘導区域の見直しを進めていくこととしている。

## 4. 住宅整備課

### 4-2 監査の結果

#### (1) 空き家定住推進事業について

#### 【意見12】立地適正化計画により焦点をあてた補助額の設定について（70頁・10頁）

立地適正化計画で、コンパクトシティを目指すために設定されている居住誘導区域への誘導をより促進するため、居住誘導区域の物件に補助対象を限定した上で、補助額を増加させること等を検討することが有用なものとする。

#### 【意見13】空き家バンクに登録できない空き家に対する対策の強化について（70頁・10頁）

流通性のある空き家については、空き家バンクなどの受け皿が構築されているが、ここから漏れてしまうものは、多くが利活用されない空き家になってしまうため、空き家バンクに登録できない空き家に対する対策を強化することが重要であるとする。また、空き家になる前の段階での対策がより有用なものとする。

（措置困難：住宅整備課）

本市の立地適正化計画における居住誘導については、市民生活の利便性の維持・向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化や行政サービスの効率化による行政コストの削減などを目的としている。

また、本事業は移住の促進も目的としており、移住を希望する方に対しては、物件を限定することなく、様々な居住ニーズに対応することが有効であると考えている。

このため、本事業において、居住誘導区域の物件を補助対象に限定することは今のところ困難である。

（措置予定・検討中：住宅整備課）

空き家バンク登録ができない空き家については、今後もますます増加することが想定され、その対策の強化を図ることが重要であることから、令和3年3月に策定した第2期秋田市住生活基本計画で空き家対策を強化することとしており、この中で、流通が困難な空き家の解決に向けた新たな手法や関係団体との連携体制等について検討する。

また、空き家になる前の段階での対策についても同様に有効な手法等を検討する。



## 5. 防災安全対策課

### 5-2 監査の結果

#### (1) 老朽危険空き家等対策経費について

#### 【意見14】 特定空き家等に対する措置について (77頁・10～11頁)

特定空き家等に関する適切な措置の実施を図るため、国の指針を参考に地域の特性を踏まえた特定空き家の認定に関するマニュアルを作成する必要があると考える。

(措置予定・検討中：防災安全対策課)

今後、空家等対策計画の作成を予定しており、同計画内で、特定空き家の認定に関するマニュアルと併せ、特定空き家等に対する措置等の事項を定める。

令和2年度包括外部監査（地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について）の結果に対する措置状況調書

<p>項目（報告書・概要書ページ） 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p><b>第4 外部監査対象の概要と結論（総論）</b>  <b>I 秋田市の中小企業支援策の概要</b>  <b>【意見1】秋田市の中小企業振興基本条例及び秋田市中小企業振興指針の今後の具体的な展開について（23頁・4頁）</b>                  政策の具体的な展開についての展望が明確に示されていない。                  中小企業庁のホームページでは、産業振興の必要性と成功要因として『市町村の産業振興策が成功するための10のポイント』が提案されている。                  今後は、上記の事項を考慮に入れた上で、より具体的かつ積極的に、全体的かつ継続的な施策を計画し実行する必要がある。</p>	<p>（措置済み：商工貿易振興課）                  本市では、総合計画における基本的な考え方や政策推進の基本的方向等を踏まえ、「秋田市中小企業振興基本条例」に掲げる事項を基本に、中小企業の振興に関する施策を講じることとしている。                  また、同条例に基づき策定した「秋田市中小企業振興指針」においては、経営基盤の強化や新たな市場の開拓、競争力の強化、事業の創出など、施策実施における重点ポイント等を記している。                  中小企業庁が示している『市町村の産業振興策が成功するための10のポイント』については、ICTの進歩やグローバル化の進展による競争激化など、国内環境が大きく変動する中、産業振興を取り巻く時流の変化等を捉えた意義のある提案事項であり、本市の中小企業振興施策を推進するにあたり、今後はその提案事項を考慮に入れ、施策を計画し実行する。</p>

## 【意見2】中小企業施策における秋田市と秋田県の関係について（24頁・5頁）

秋田県と秋田市は同様に中小企業振興条例を制定し、指針を設ける等同様の政策を実施されているが、両者の条例、指針のすり合わせはもちろんのこと、各施策についての調整及び協調については特にしていない。

少子高齢化が顕著な秋田地域において政策や予算の効率的運営は他地域に比較してより一層求められるべきものである。

## 【意見3】コロナ禍と中小企業政策のあり方について（24頁・5頁）

現在のコロナ禍の状況にあって、秋田市としては今後中小企業政策としてどのような対応をしてゆくかの視点として以下の事項について考慮されたい。

①近時「職住融合時代」と言われるように、東京一極集中から地方移住の流れが生じる可能性がある。企業の地方移転も含めこれに関する支援活動や、これに関連する中小企業の支援は一定の効果をもたらす可能性がある。

②DXの分野やコミュニケーションのオンライン化（テレワーク、オンライン授業、商談、娯楽）といった分野の進展が促進される一方で、観光や飲食といった産業はしばらく停滞することが予想される。地方自治体としては、従来の施策よりも、これら中小企業の活動のインフラとなる活動に重点をおくことも必要とされ、オンライン取引のためのIT環境の整備や雇用機会やビジネス機会のマッチング環境の整備、リモート業務や副業の活発化の支援等、業績が悪化する企業を金銭的に支援するとともに、ITを中心とするインフラ環境の支援という視点から今後の中小企業の施策を考えていただきたい。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市の「秋田市中心小企業振興基本条例」は、重点的に取り組むべき事項を定めた基本施策などにおいて、先行して制定された「秋田県中小企業振興基本条例」との整合性にも十分配慮して制定したものである。

また、融資あっせん制度や企業誘致など、中小企業振興施策の実施にあたっては、かねてより広範にわたり県との連携や役割分担を行いながら取り組んでおり、引き続き協力して努めていく。

（措置済み：商工貿易振興課、企業立地雇用課）

コロナ禍におけるリモートワークの普及や企業のBCP対策を背景に、地方への拠点分散化の動きが加速する中、サテライトオフィスの設置や従業員の移住などが進むことは、ビジネス機会や雇用の創出、関係人口の拡大等により、市内経済の活性化や人口減少の抑制につながることを期待される。

そのため、事業所の移転や新設等に意欲的な企業を掘り起こし、積極的に誘致活動を推進するとともに、市内におけるリモートワークの促進に向けて、県と連携を図りながら、拠点等の整備に対する支援策を進めていく。

また、本市においても、デジタル化の進展に伴うICT関連産業の成長に加え、先端技術を活用したビジネスモデルの創出が見込まれることから、ICTをはじめとする先端技術の活用やDX、事業・企業の再編、地方回帰等の新たな視点に立って、コロナ禍における社会情勢の変化に対応した中小企業施策の推進に努めていく。

## II 秋田市の農業政策の概要

### 【意見4】秋田市の「第6次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」と「農業DX」について（33頁・4頁）

国の施策においては、「従来の営農体系に単にデジタル技術を導入するのではなく、デジタル技術を前提とした新たな農業への変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現することが重要」とされており、農業のICT化に留まるものではない。

都市農業を標ぼうする秋田市としては、一歩進んだ「農業DX」についての活動を今後期待したい。

（措置済み：産業企画課）

生産性の向上により農業の振興を図るためには、ICT等先端技術の普及・拡大を必要に応じて進めながら、効率的な農業経営を促進することも重要であると捉えている。

そのため、園芸振興センターで行っているスマート農業の実証成果を有効活用し、農業者や農業法人等への普及活動に努めるとともに、先端技術を活用した農業用設備等の導入支援を検討するなど、スマート農業の取組を加速させる取組を令和3年6月に策定した「秋田市デジタル化推進計画」に位置づけたところであり、将来的な農業DXの推進につなげていく。

## 第5 外部監査の概要と結論（各論）

### I 中小企業振興基本条例推進事業

#### 1. 創業支援拠点整備事業

### 【指摘事項1】更新手続の期日が条例等の定め反していることについて（43頁・7頁）

チャレンジオフィスあきたにおける入居許可は1年毎の更新となっており、入居者が更新を望む場合、条例施行規則に基づき、入居許可期間が満了する4か月前までに更新申請書を提出しなければならないとしている。

しかし、監査した案件すべてにおいて、条例施行規則に定める提出期限を過ぎても申請書提出となっていたことから、市は入居者に対して、条例施行規則の定める期限内の更新申請を求めるべきである。

（措置済み：商工貿易振興課）

監査案件の更新申請が期限までに行われなかったことについては、本市がチャレンジオフィスあきたを令和2年4月に中心市街地に施設移転することを計画していたものの、移転後の施設概要や入居条件等は確定しておらず、入居者が移転後の事業計画の作成等に時間を要したことなどが主な理由である。

移転が完了した現在は、こうした状況は解消されており、入居者と連絡を密に取りながら、条例施行規則に定める期限内に更新申請を行うよう指導している。

**【指摘事項2】担当課職員のモニタリング体制の整備について（44頁・7頁）**

チャレンジオフィスあきた入居者の事業実績や翌年度の収支計画については、定型のシートに記入させ、確認しているのみである。

事業計画を審査し、施設入居を決定している以上、シートに記入された情報を根拠資料と突合するだけでなく、決算書、税務報告書、事業報告書なども入手し、入居者の事業実績や進捗度、経営成績、財務内容などを把握する必要がある。

**【意見5】専門家が行ったサービス内容の文書化について（44頁・7頁）**

チャレンジオフィスあきたに常駐している専門家（創業支援担当課長）は入居者に対し、経営相談等のコンサルティングサービスを行っている。

創業間もない入居者は様々な課題を抱えており、専門的かつ高度な相談内容が想定されるが、専門家が日常的に記載している「入居事後管理記入表」には、徴求した資料の名称の記載はあるものの、具体的なアドバイス内容については記載されていなかった。

専門家がアドバイスを行った場合には、責任の所在や事業評価を行うため文書化することが望まれる。

**【意見6】専門家が行ったサービス内容のアンケート調査について（45頁・8頁）**

チャレンジオフィスあきたに専門家（創業支援担当課長）が常駐することによる事業効果を測定するため、また、より良いサービス提供のために、入居者に対してサービス内容の満足度を計るアンケート調査などを実施することが望まれる。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市では、チャレンジオフィスあきた入居者の現状把握について、原則として毎月実施している面談時の聞き取り調査を通じて行っている。

また、要綱上、決算書等の提出は必須とされていないものの、更新時など、必要に応じて挙証資料の提出を求めていたが、要綱を改正し、1年毎の更新時などにおいて決算書等の提出を義務付けることとした。

（措置済み：商工貿易振興課）

チャレンジオフィスあきたの「入居事後管理記入表」には、備忘録的に相談の経緯や日時、相談内容等を記載しているが、専門家が行ったアドバイスの詳細やその結果などについても積極的に記載するとともに、文書の組織共有化を図ることとした。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

入居者とは、毎月面談を行い、経営状況などに関するヒアリングを行うとともに、良好な関係の構築にも配慮している。

入居者が市に対して直接意見等を言いつらいことも考えられることから、匿名によるアンケート調査の実施などを検討していく。

**【意見7】 創業支援室等使用者審査会の審査の点数細分化について (45頁・8頁)**

チャレンジオフィスあきたの入居や更新を希望する者は、審査会の審査を受ける必要がある。

審査は書類審査とプレゼンテーションにより各審査委員が審査票にて点数化し、合議にて入居又は更新の可否を決定している。

しかし、審査票における評価点が「20点」と「10点」、「0点」の三段階となっており、入居希望者数が空室以上の人数であった場合において、比較検討する際には点数による評価が重みを持つことから、点数の細分化を検討されたい。

**【意見8】 事務事業の指標の作成と検証について (46頁・8頁)**

チャレンジオフィスあきたの事務事業に関する進捗状況に関する検証が行われていない点を今後の課題として提示したい。

当該事業の開始にあたっては、どのような業種の起業者を何名育成するかや、秋田市内の需要・供給の増加、雇用者数などの目標を設定するとともに、その効果測定が求められる。

そもそも公費を用いて特定の企業又は個人に便宜を図るものであることから、明確な数値目標に基づいて実施されることが望まれる。

(措置済み：商工貿易振興課)

審査票の評価基準を見直し、審査点数の細分化を行った。

(措置済み：商工貿易振興課)

創業者数の目標については、産業競争力強化法に基づき国に認定されている本市の創業支援等事業計画において、年間10件の創業を目標として掲げている。

また、施設のリニューアルオープンに際して、10年間で100人以上の起業家を輩出することを目標に掲げたところであり、今後も創業者のニーズに合った支援に努めていく。

**【意見9】ワンストップサービスを加味した起業家育成機関としての機能の整備・運用について（46頁・9頁）**

起業家を育成し、秋田市の産業・経済を活性化させるためのツールがチャレンジオフィスあきたの役割と言える。

今後はチャレンジオフィスあきたの機能を改善・充実させて、幅広く事業展開を可能とするような仕組みを構築することが望まれる。

具体的には、起業家が必要とする各種の情報等をホームページやデータベースを通じてわかりやすく開示すること等が望まれる。

**【意見10】創業支援室の空室の早期解消について（46頁・9頁）**

チャレンジオフィスあきたの創業支援室は10室中2室が空室となっており、創業事業者の人材育成のために早急に入居者を受け入れるよう努められたい。

また、コワーキングスペースの契約者は現在1名のみであるため、創業支援室と同様に利用者の増加に努められたい。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市では、創業支援に関する情報を一元的に掲載するポータルサイト「アキチャレ」を運用している。

当該サイトでは、チャレンジオフィスあきたの空室状況や入居企業の紹介、各種補助制度や創業関連セミナーの紹介など、創業を考えている人や興味がある人向けに情報発信を行っているほか、本市の公式ホームページ上では、各種統計情報についても公表している。

今後も、両サイトを通じて、起業家や创业者のニーズに合った情報の提供に努めていく。

（措置済み：商工貿易振興課）

チャレンジオフィスあきたの空室解消に向けては、これまでも、ホームページや広報紙を通じたPRのほか、関係機関や市内大学への募集チラシの配布、創業セミナーでの施設PRなどにより周知に努めてきたところである。

こうした取組により、創業支援室については、コロナ禍にもかかわらず、わずか一年で当初目標としていた入居率8割を達成しているほか、現在入居相談中の案件も複数ある状況である。

一方で、コワーキングスペースの入居者は未だ1名(社)であり、さらなる施設利用促進策が求められる状況である。

引き続き、施設のPRはもとより、誘致企業等による利用などについても積極的に取り組んでいく。

**【意見11】 創業支援のサポート体制について（会計・税務・総務・法務・経営支援の専門家を活用）（47頁・10頁）**

チャレンジオフィスあきたにおいて、いわゆる「士業」の有資格者はチャレンジオフィスあきたのサポート活動には直接関与していなかった。

これに関し、創業に関するノウハウや実務に関しては専門家のアドバイスがあるだけで仕事が効率的・有効的・経済的に進む場合が多いので、中小企業診断士・公認会計士・弁護士・司法書士等のアドバイスを直接に受けられる体制づくりを行うことは有効であると思われる。

**【意見12】 創業に関して中核となり得る業種等について（47頁・10頁）**

これまでのチャレンジオフィスあきたの卒業企業の事業状況を調査すると、秋田市内における創業の機会が多くかつ雇用創出効果が高いのは①情報通信業、②サービス業、③卸・小売業であることがわかる。

これを踏まえ、チャレンジオフィスあきたの創業希望者に関しても、今まで以上に秋田市のホームページ等で情報通信業などの過去の創業実績を明確に情報提供し、どのような事業が創業しやすいのかなどの情報提供を行うとともに、更なる創業支援室の活性化を図るために、既存の起業家との交流、同業者のネットワークづくりなどを支援し、事業機会の拡大を図ることが望まれる。

（措置済み：商工貿易振興課）

チャレンジオフィスあきたへの入居審査や更新審査の際には、中小企業診断士や学識経験者によるアドバイスが行われるほか、卒業企業に対しては「起業家成長支援事業」により、中小企業診断士等による経営指導やアドバイスなどを行っている。

今後も、必要に応じて、支援機関の専門家派遣制度の活用や各種セミナーの紹介などにより、士業者から専門アドバイスを受けられるよう支援を行っていく。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市では、創業支援に関する情報を一元的に掲載するポータルサイト「アキチャレ」を運用している。

当該サイトでは、チャレンジオフィスあきたの入居者・企業や卒業企業の紹介、各種補助制度の紹介など、創業を考えている人や起業に興味がある人に向けて情報発信を行っている。

また、チャレンジオフィスあきたを会場に行っている「ビジネススタートアップ支援事業」では、当該施設を活用した起業家同士の交流促進やネットワーク構築を図るためのイベントを開催するなど、事業機会の拡大の支援も行っている。

引き続き、こうした取組を通じて、創業に関する情報提供や、起業家の掘り起こしなどに努めていく。



## 2. 中小企業成長支援事業

### 【指摘事項3】秋田市『未来応援』ファンドのモニタリングについて (53頁・10頁)

市は、出資者(有限責任組合員)として必要な情報開示を求める権利を有しており、本ファンドの配当が生じるとされる5年目までのモニタリングは特に重要である。

にもかかわらず、市においては、投資先企業の直近期等の決算書を入手しておらず、リスク分析等の条件検討も実施されていない。

出資者として、十分なモニタリングが行われていない。

### 【意見13】秋田市側から見た、ファンドの出資先等への支援状況の確認と情報収集について (54頁・12頁)

秋田市『未来応援』ファンドは、資金面でのサポートをベースにしてハンズオン支援を行うためのものである。

しかし、無限責任組合員がどのようなサポートをしているのか、投資先の経営内容や業績にどれだけの効果があったのか報告を受けられるシステムになっていない。

投資先の経営状況が把握できる資料を入手し、ファンド担当者からのヒアリングによる説明を受けられるような体制を構築すべきである。

(措置済み：商工貿易振興課)

本市は、当該ファンドの有限責任組合員として出資している立場であるが、経営指導に関しては、ノウハウと経験を有する無限責任組合員の辻・本郷ビジネスコンサルティング(株)が行う契約となっている。

投資先企業の状況については、組合員集会の際に辻・本郷ビジネスコンサルティング(株)から報告を受けているが、必要に応じて決算書等についても共有するなど、組合員が連携してモニタリングを実施していく。

(措置済み：商工貿易振興課)

本市は、当該ファンドの有限責任組合員として出資している立場であるが、経営指導に関しては、ノウハウと経験を有する無限責任組合員の辻・本郷ビジネスコンサルティング(株)が行う契約となっている。

現状では、投資後、辻・本郷ビジネスコンサルティング(株)がどのような支援を行っているのかについて、詳細を十分に把握できていないことから、投資先企業に対する経営指導等の状況については、組合員集会の際に辻・本郷ビジネスコンサルティング(株)から報告を受けるとともに、組合内で決算状況等についても共有するなど、組合員が連携してモニタリングを実施していく。

### 3. 推進会議関連経費

#### 【意見14】秋田市中心企業振興推進会議のメンバー構成について (58頁・12頁)

現行の推進会議は「全体会議」として位置づけて、最終的な審議・決定機関として機能させ、個々の事業施策に関しては、例えば中小企業事業者や零細事業者を多く入れた分科会、若い将来ある者を多く入れた分科会、特定の業種やテーマ（例えばDX等）の分科会、女性目線での事業策定を行う分科会等を作り、それぞれの立場からの具体的な要望事項や改善提案等についての意見集約をする下部組織を作ることも検討されたい。

#### 【意見15】中小企業振興推進事業の進め方について (58頁・13頁)

今後、秋田市は2年間にわたって中小企業の振興事業計画を見直す予定とのことであるが、従来ともすれば行政一辺倒だったまちづくりの主導的役割を、企業経営の視点でコスト意識を持って創意工夫する民間が担うべきものへと考え方を転換すべきでもある。

各地域において、まちの未来像や展望を民間が提案し、行政はそれを受け入れつつ民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを進めることが重要となる。

民間の課題やニーズをアンケートで捕捉するだけではなく、真にそれらの実情・実態をベースにして、新たなノウハウ・事業発想、若者や女性などの新たな感性などを生かした市民に寄り添った施策を構築して実施し、その結果を適正にモニタリングしPDC Aサイクルを回していくことが、秋田市の産業振興施策の効果を足元から有効ならしめ、将来の秋田市のビジョンを達成できることになると思われる。

(措置困難：商工貿易振興課)

現行の推進会議は、経営支援機関や金融機関を構成委員として含み、幅広い業種、業界の要望や、日常業務での現場の声を反映した意見の提言が行われていることから、秋田市中心企業振興推進会議における分科会の設置等について、現段階では考えていない。

(措置済み：商工貿易振興課)

秋田市中心企業振興指針や指針に掲げる事業については、中小企業者や有識者等の委員から構成する「秋田市中心企業振興推進会議」において、民間等の視点などからの意見も受けながら、毎年その効果や課題等について検証を実施している。

また、秋田商工会議所などの経営支援機関や金融機関等へのヒアリングのほか、関係機関などと連携したアンケート調査の実施など、複数の手法を用いて市内事業者の現状や民間ニーズを把握し、中小企業施策に反映させることで、効果的な事業の実施に努めていく。

## II 企業立地・事業拡大の推進

### 1. 商工業振興奨励措置事業

#### 【指摘事項4】 操業日を確認する書類の徴求について (65頁・14頁)

助成金交付の条件において、操業開始日が起点となっているが、秋田市は操業開始日の確認を口頭で行っているため、確認できる書類を徴求しておくべきである。

(措置済み：企業立地雇用課)

施行規則第4条、要領第5条において定義している操業開始日は、①事業に供する機械等が稼働し事業を開始した日、②市外からの機械等に移設後稼働し事業を開始した日、③従業員数が適用要件を満たしたとき、①～③のいずれか遅い日としている。

操業開始日は、申請者が認定申請書に記載した日付で確認しており、今後必要に応じて確認できる書類を徴求する。

#### 【指摘事項5】 認定申請書類の正確な記載について (66頁・14頁)

認定申請に係る事業計画書は認定を判断する資料であり、決算期と年度別採用計画は同一期間で記載する必要があり、書類受領時には秋田市もよく確認すべきであった。

(措置済み：企業立地雇用課)

今後、申請書類の審査において事業計画書の各期間が一致するように、記載内容の訂正を求めることとした。

#### 【指摘事項6】 大幅赤字、債務超過の認定事業者について (66頁・15頁)

認定事業者が直近年度において、大幅赤字、債務超過に陥った理由や改善計画を文書に記録すべきであった。

(措置済み：企業立地雇用課)

今回の事例においては、事業者からヒアリングした事項についてを文書に記録していなかったが、今後は、認定審査においてヒアリングした事項について記録することとした。

#### 【意見16】 市税の滞納がないことの確認について (67頁・15頁)

認定事業者に対して、納税証明書等納税を行っている書類を徴求し、確認後は他の書類とともに保管する対応をとるべきであろう。

(措置済み：企業立地雇用課)

交付審査において、認定事業者から納税証明書等の書類を徴求し、確認後は保管することとした。

## 2. 中小企業融資あっせん事業

### 【指摘事項7】貸付期間の確認について (70頁・16頁)

中小製造業設備資金融資あっせん要綱では、貸付期間を10年以内としているが、様式で定められている各書類に貸付期間の記載は求められておらず、添付を求める書類にも貸付期間を把握できる書類はない。

融資あっせん申請書を受付する際、口頭で確認しているとのことだが、融資の条件でもあり、書面で確認できるようにすべきである。

### 【指摘事項8】市税を完納していることの 確認書類について (71頁・16頁)

中小製造業設備資金融資あっせん要綱では、対象事業者を、市民税、固定資産税、事業所税を完納している者としている。

納税状況を確認する資料として、「前年度の法人市民税（個人の場合は個人市民税）および固定資産税、事業所税の納付書兼領収書（写し）又は納税証明書」を求めるとしているが、これでは申請当該年度に滞納が発生した場合の申請は認められてしまうことになる。

要綱を改正し、納期到来分の未納がないことを証する書類の提出を求めるべきである。

(措置済み：商工貿易振興課)

これまで、申請時点では貸付期間が未確定であり、その後金融機関と調整のうえ期間が決定することから、報告等を求めてこなかった。

今回要綱を改正し、融資あっせん申請書に貸付期間予定欄を追加することとした。

(措置済み：商工貿易振興課)

要綱を改正し、納期到来分の未納がないことを証する完納証明書の提出を求めることとした。

### 【意見17】 融資あっせん額増に向けた取組について（72頁・16頁）

融資あっせんにあたり市は金融機関に一定の金額を預託しているが、預託金額に一定倍数を乗じた額（預託倍数）を融資の残高目標とする契約となっている。

実際の預託倍数が、目標とする預託倍数と比べ大幅に少なくなっていることから、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果となっている。

制度の周知を徹底し、この制度の利用者が増えることを期待したい。

## Ⅲ 企業の活性化の推進

### 1. 中小企業金融対策事業

### 【意見18】 融資あっせん額増に向けた取組について（79頁・17頁）

融資あっせんにあたり市は金融機関に一定の金額を預託しているが、預託金額に一定倍数を乗じた額（預託倍数）を融資の残高目標とする契約となっている。

本事業のうち、一般制度（中小企業金融対策事業）についてはほぼ目標を達成しているが、特別制度（中心市街地商業集積促進事業）については、実際の預託倍数が目標とする預託倍数と比べ大幅に少なくなっていることから、実際の融資実行額が融資見込額を大きく下回る結果となっている。

特別制度の周知徹底、「中心市街地空き店舗利用資金」については、事業者が利用しやすい制度に設計変更を加える等の対応を検討する必要がある。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市の「中小企業融資あっせん事業」における実際の融資残高が、融資見込額を下回る結果となっていることについて、制度の周知不足によるほか、金融機関の担当者異動が多く事業者への制度提案が進まないことなどが、主な要因のひとつとなっている。

今後も、金融機関への定期訪問や金融機関の融資担当者向け制度説明会の開催、広報等による周知により、制度利用の増加に繋げていく。

（措置済み：商工貿易振興課）

本市の融資あっせん制度については、「商工業振興案内パンフレット」を製作・配布し、周知を図っているが、制度周知が徹底できていない部分があると分析している。

また、中心市街地の空き店舗に入居する際に利用できる「中心市街地空き店舗利用資金」については、事業開始にあたり運転資金も合わせて借入したいと考える事業者が多いものの、資金使途が設備資金に限定されているため、他制度の利用に流れてしまうことから、実績が低水準で推移している。

そのため要綱を改正し、資金使途に運転資金を加え制度の拡充を図ったほか、金融機関を訪問し制度説明を行うなど周知徹底を図っており、引き続き制度利用の増加に努めていく。

## 2. 創業支援事業

### 【指摘事項9】「事業拠点および生活拠点を示した地図」の未徴求について（85頁・18頁）

補助金交付要綱において、事業承認の際に、創業計画書や必要経費の見積書の他に「事業拠点および生活拠点を示した地図」を添えて申請することとなっている。

しかし、監査した案件において「事業拠点および生活拠点を示した地図」が徴求されていなかった。

これは「事業拠点」「生活拠点」を確認することにより、個人事業主の生計（家計）と事業の区分の分離を確認するために必要と考えられることから、地図を徴求することを求める。

### 【指摘事項10】創業事実の確認書類の未徴求について（85頁・18頁）

監査した案件において、法人を設立している場合には、法人の登記簿謄本を徴求し創業の事実を確認している。

しかし、個人事業主の案件において創業の事実を確認できる書類を徴求していないことから、税務署に提出する「開業届」や「確定申告書」といった客観的な証拠を徴求すべきである。

（措置済み：商工貿易振興課）

要綱を改正し、創業計画書の様式に「事業拠点」と「生活拠点」を記載した「地図」の添付を確認する欄を設け、徴求忘れがないようにした。

（措置済み：商工貿易振興課）

要綱を改正し、「開業届」など、客観的に創業の事実を確認できる書類の添付を求めることとした。

**【指摘事項11】 敷金を補助対象経費とすることについて (86頁・19頁)**

補助対象経費の事業拠点費について、要綱上「事業の拠点となる事務所や店舗の賃借又は取得に要する経費」と定めており、市はこの事業拠点費に「敷金」も含むものと解釈し、補助対象経費として運用している。

しかし、「敷金」は故意または過失等により発生した汚損、毀損の修繕や賃料の不払いが無い場合には、基本的に支出した敷金は全額入居者へ返金される。

また、敷金は会計慣行上「経費」ではなく「資産」として計上されることから、敷金の経費性は認められない。

以上のことから今後、市として敷金を補助対象経費から外すことを検討されたい。

**【意見19】 個人事業主の補助金申請の深度ある検証について (86頁・20頁)**

個人事業主の創業支援補助金申請受付時の留意点として、事業用と生活用の区分を明確に把握・確認する必要がある。

しかし、審査した案件について、居住用マンションで事業を実施しているほか、生活と隣接した機械器具類が購入されているケースが確認されたことから、補助金申請の際には十分にヒアリングを行うこと。

**【意見20】 国・県からの補助金受領の確認について (87頁・20頁)**

創業支援補助金の要綱第36条2項にて、国・県等から同様の目的の補助金を受けている場合は、市の補助金の補助対象者から外れる旨が定められている。

しかし、現状では計画指導内の口頭確認に留まり、確認内容の文書化まではなされていない。国・県等から同様の目的の補助金を受けていない旨の誓約書等を入手することも検討されたい。

(措置予定・検討中：商工貿易振興課)

要綱では、「敷金」を補助対象経費とする明確な記載は無い。

ただし、「敷金」は事務所や店舗の賃借契約時に必要な費用の一部であり、創業時の初期費用として創業者の大きな負担になることから、本市ではこれまで、申請要領において、「敷金」も補助対象としていたものである。

指摘をうけ、「敷金」を補助の対象外とすることについて、他の公的制度等も事例として参考にしながら、その可否を検討する。

(措置済み：商工貿易振興課)

当該案件については、監査を受けた後、開業届および確定申告書を徴求し、事業実施を確認したほか、導入した機械器具費についても、写真により事務所(事業用区分)に現存することを確認している。

今後は、補助金申請の際に十分にヒアリングを行うほか、補助金の利用状況の把握にも努め、適正な運用を行っていく。

(措置済み：商工貿易振興課)

これまで、創業支援補助金の相談時や申請時点でのヒアリングにおいて、国・県等から同様の補助金を受けていないことを口頭で確認していたが、創業計画書の様式を改正し、他補助金を受けていない旨を確認・誓約する項目を規定した。

**【意見21】 支援区分「伝統工芸創業支援事業」のパンフレットへの記載について（87頁・21頁）**

創業支援補助金の紹介パンフレットにおいて、「創業支援事業」「Aターン創業支援事業」は対象者や補助対象経費、申請の流れ等の詳細説明があるものの「伝統工芸創業支援事業」についてはパンフレットに一切の記載がない。

「伝統工芸創業支援事業」についてもパンフレットに記載し、広く募集することを検討されたい。

**【意見22】 創業支援事業審査委員会のメンバー構成について（87頁・21頁）**

創業支援事業審査委員会（以下、「審査会」という。）には、市内の中小企業診断士や有力企業の経営者等に加え、市からは地域金融機関で実務経験がある創業支援担当課長が参加しており、経験豊富なメンバー構成となっており、審査会議事録を閲覧する限りにおいてもその能力・資質・経験に疑義はない。

一方で、現審査会メンバーは50代を中心に構成させているが、市場感覚を向上させることを目的に、能力・経験等を精査のうえ、市の若手有望者を審査委員に加えることを提案したい。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

創業支援補助金のうち「伝統工芸創業支援事業」については、現在、本市ホームページ上で他事業と同様に紹介を行っているが、制度の利用促進を図るため、今後は、パンフレットに記載するなど、効果的な周知に努めていく。

（措置予定・検討中：商工貿易振興課）

創業支援事業審査委員会の審査においては、高度な知識や経験による判断が必要となることから、それに相応しいメンバーを選び、委嘱している。

市場感覚を適正に反映させることは必要であり、若手を委員として加えることは一策であると考えるが、対応については今後の委員の委嘱替えの際に検討する。



**【意見23】 交付要綱上の補助対象者要件の追加記載について (88頁・22頁)**

創業支援補助金の交付要綱上、支援区分「創業支援事業」では補助対象者要件について「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」として、金融機関から資金調達できるレベルでの創業計画の策定が求められている。

一方で支援区分「Aターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」においては、交付要綱上、同様の要件がない。

支援区分「Aターン創業支援事業」「伝統工芸創業支援事業」にも「市内の金融機関から資金の調達が見込める事業であること。」とする補助対象者要件を交付要綱上設定すべきである。

**3. 商店街空き店舗対策事業**

**【指摘事項12】「空き店舗等の図面」の未徴求について (91頁・23頁)**

交付要綱にて図面を徴求すべきと定めた趣旨として、交付要綱第25条2項にて「店舗面積の内、補助対象事業と関連がない部分は、補助対象としない」と定めており、図面にて当該「補助対象事業と関連がない部分」の有無を特定することや、店舗の広さやレイアウトを確認することで、補助対象者の要件である「事業内容に現実性があり、補助事業終了後も継続営業が見込まれる事業」に係る心証を得ることにある。

市は、交付要綱に準拠し、適切に図面を徴求すべきである。

(措置済み：商工貿易振興課)

創業支援補助金の審査においては、資金調達力のみならず、事業の継続性や採算性なども重要な要素であるが、支援区分によって適切に判断する必要があることから、要綱を改正し、支援区分に応じた補助対象者要件を定めた。

(措置済み：商工貿易振興課)

令和元年度において、応募の段階で、応募者が工事業者からの店舗工事図面等を受け取れていない等の事情があり、徴求していないケースがあったが、現在は、募集案内の中に、必要書類を明記し、書類を受理した際は、チェックリストを活用することで、図面等の徴求を漏れなく行っている。

**【意見24】 着工届、完成届の適時入手について (91頁・23頁)**

交付要綱第5条「設備等の工事を伴う補助事業を実施する補助事業者は、当該補助事業の着工時に着工届を、完成時に完成届を、それぞれ市長に提出しなければならない」と定めている。

店舗改装にかかる工事について、着工届および完成届が実際着工および完成の日付から約50日後に提出されていた。

調査を行った結果、申請者の手続上の誤りであるものの、交付要綱の趣旨を鑑み、市は適時の着工届・完成届の提出を行うよう補助先を指導徹底する必要がある。

**【意見25】 改装費の範囲の明確化について (92頁・24頁)**

補助対象経費たる改装費の定義について担当者に伺ったところ、明確な基準は定められていないようであった。

現状では、補助対象経費が担当者の判断に依存してしまい公平性が害されている状況にあるといえる。

今後は、改装費の定義を明確に定め、補助先に事前にアナウンスを行うことにより一貫性をもった制度運用を求めたい。

(措置済み：商工貿易振興課)

交付要綱の趣旨に鑑み、事業者の着工および完成の実態把握に努め、適時提出を指導していくとともに、提出が無い場合は早期提出に向けた催促等を行うこととした。

(措置済み：商工貿易振興課)

令和3年度から、要綱のほか募集概要に補助対象経費の具体例を明示したうえ、補助利用者に対して事前にアナウンス等を行っている。

#### 4. キャッシュレス化対応検討経費

##### 【意見26】キャッシュレス化対応促進の加速化について (93頁・24頁)

地方自治体のキャッシュレス化対応は、近時の自治体DXの一環として、欠くことができない施策である。

当該施策の加速化はむしろ現在の状況だからこそ求められるのであり、さらに重点施策の1つとして検討されたい。

(措置済み：産業企画課)

本市全体としては、第14次秋田市総合計画において「行政のデジタル化の推進」を主要施策に位置づけたほか、窓口等におけるキャッシュレス決済導入の検討を含む「秋田市デジタル化推進計画」を策定し、こうした計画に基づく各種施策を通じてキャッシュレス化を推進している。

また、産業振興部としては、民間事業者に対し、キャッシュレス決済導入の機会を創出するなど、市内におけるキャッシュレス化の推進に取り組んでいる。

#### IV 戦略的で多様な農林水産ビジネスの創出

##### 1. 6次産業化シーズ育成事業

##### 【意見27】6次産業化シーズ育成事業の見直しについて (97頁・25頁)

・本市の6次産業化シーズ育成事業については、加工研修室専任指導員の人件費が300万円程度に対して使用料収入が約7万円であり、同研修室の利用者数を考慮すると利用者一人当たり5,000円程度の人件費をかけて運営していることとなる。

それよりは、年に数回の講習会や、先進的な試み、各地の成功事例や市場ニーズをネット等で配信するほうがシーズの育成につながるのではないかと考える。

(措置困難：産業企画課)

・本事業で雇用する専任指導員は、加工研修室の運営だけでなく、専門性を生かしながら、人材育成のための加工技術研修や出前講座を開催するほか、個別に事業者を訪問するなどして各種相談にも応じている。

この研修等のアンケートでは「6次産業化の意欲の向上につながっている。」などの回答を多数得るなど、利用者の評価も高く、事業効果は高いと考えている。

ネット等での配信については、「農家のパーティ」等のSNSを積極的に活用して、これらの活動内容を随時発信することで6次産業化の普及・啓発やシーズの育成にもつなげていることから、引き続き本事業を継続して実施していく。

・都市においては6次産業化の現代的意義は薄れ、「農業DX」への特化に移行した方が、効果が見られるとも考えられる。この点も考慮することが望まれる。

・6次産業化の事業目的は、比較的小規模な農業者の幅広い所得の向上に加え、規模の大きな事業者の生産拡大、販路拡大と両面で進める必要があることから、本市では、これらを後押しするため、加工所の新設や新たな加工品の開発・商品化、さらには商品を市内のみならず首都圏等でPRすること等により事業者の規模やニーズに合わせ支援してきた。

このような様々な取組を市として積極的に行ってきた結果、本市では、6次産業化に取り組む事業者は平成27年度から32事業者体増加して、令和元年度には135事業者体となっており、販売額も約10億円に近づいてきている。

このように、6次産業化は規模の大小を問わず幅広く農業者の所得向上につながり、本市産業を発展させるためにも極めて有効な施策であることから、今後も各種施策を実施するとともに、ICT等を活用した業務の効率化等、社会変化に対応しながら、6次産業化を促進していく。

このほか、ICTを活用した農業DXについては、市園芸振興センターにおいて、スマート農業実証成果のデータを蓄積し、スマート農業に意欲のある事業者に情報提供を行うなどしている。

今後はスマート農業の普及促進に努めるとともに、スマート農業に取り組もうとする事業者への新たな助成の検討や先進的な取組を検討している事業者へは随時相談に応じるなど、事業者のサポートに取り組んでいく。

## 2. 6次産業化起業・事業拡大支援事業

### 【意見28】6次産業化懇話会の在り方と今後の戦略について(99頁・25頁)

・懇話会メンバーについては、各分野の専門家をバランスよく配置し、女性比率も高く工夫が見られるが、できればこれに加えシェフ等料理人の観点からの人選も考慮されることが望まれる。

・本市の農産品のブランド確立のためには、秋田県外、特に大都市圏の消費者に対してアピールすべきであるが、地産地消を強調するなど、その対象とする市場が内向きとなっている。

・日本だけでなく海外に積極的に商品提供をするなど、戦略の方向性をもう少し絞って特化することも考慮してはどうか。

(措置済み：産業企画課)

・現在の懇話会メンバーにはレストラン経営者兼料理研究者も入っており、引き続き、様々な視点からの意見を取り入れていくため、メンバーについては適切に見直しを図っていく。

・ブランドの確立等により農産品の販売促進を図るためには、様々な機会、場所、手法により事業を展開していくことが必要と考えている。

その1つとして、地域の農業を地域で支えるため、市内や近隣地域での地元農産品等の地産地消を推進しており、また、大都市の消費者へ向けては、首都圏等で地元農産品等のPRや商談会による販路拡大に加え、トップセールスも実施している。

さらに昨年度は、本市の特産品を取り扱うECサイトを立ちあげ、県内外に地元産品のPR・販売促進を図ったものであり、今後もこうした時流に則した様々な取組によりブランドの確立を目指す。

・海外へ向けた取組としては、商談会への出展支援や、現地事業者との商談の開催、海外におけるニーズ調査などを行うことにより、市内事業者の販路拡大・開拓を図り本市産品の魅力発信や知名度向上に努めている。

これらの支援を今後も継続することにより、海外での販路拡大に向けた可能性を探っていく。

**【意見29】農福連携について（99頁・26頁）**

農福連携については障がい者にとどまらず高齢者の生きがいや認知症対応としても有用性が指摘されている。

これにスマート農業を組み合わせることで更に生産性の向上にも寄与する可能性がある。

高齢化が進む中であって秋田市の施策として農福連携を有効な戦略の1つとして検討されたい。

**3. 農商工連携ビジネス支援事業**

**【意見30】農商工連携ファンドについて（101頁・26頁）**

近時、農商工連携については、組織的・集中的に対応する等の趣旨から、各地で「農商工連携ファンド」を設置して運営する動きが主流となりつつある。

秋田県においても、公益財団法人あきた企業活性化センターを通じて、「あきた農商工応援ファンド」を運営している。

本市の農商工連携ビジネス支援事業においても、秋田県の事業と連携して当該業務を進める方が効果的であり、この点を積極的に進めることが望まれる。

（措置済み：産業企画課）

農福連携については、障がい者等の就労の場、高齢者の生きがいづくりの一環にもなるなど、その重要性は高いものと認識している。

様々な課題もあるが、市内では、障がい者を雇用したスマート農業の実施事例もあり、引き続きスマート農業の活用も含め、農福連携を推進していく。

（措置済み：産業企画課）

本市では、地元金融機関等と連携したファンドを創設し、創業のサポートや事業拡大の支援を行っており、この中で農商工連携に取り組む事業についてもファンドの対象として事業者を支援することが可能となっている。

また、農商工連携を行おうとする事業者の事業内容に応じて公益財団法人あきた企業活性化センターの「あきた農商工応援ファンド」の活用や、県の補助事業を紹介しており、引き続き関係機関と連携しながら事業者の規模やニーズに合わせた支援を行っていく。

#### 4. 地域特産品販売促進等事業

##### 【意見31】 地域特産物の販売戦略について (102頁・27頁)

・地域の特産物をアンテナショップで販売、物産展で展示するなどの手法については岐路にたたさされているのではないか。ふるさと納税、クラウドファンディング、SNS、インフルエンサーの活用等多様な手法が用いられ成功事例が生まれている。

・商品は消費者にとって魅力的であり、既存商品と差別化できるものでなければならない。地元の産品に支援を与えるのではなく、市場競争力と戦略の意欲ある少数の事業者に絞り、秋田ブランドとして市場に認知されるようにする必要がある。

(措置済み：産業企画課)

・事業者の販売機会の創出や商品のPR等のためには、実際に商品を見て手に取ってもらう実店舗の場も必要であると考えている。

このため、引き続きアンテナショップや物産展等での販売に加え、小売店等での販売促進キャラバン等を行うこととしており、今後も、事業者のニーズに応じた様々な手法により特産品の普及促進に努めていく。

一方で、社会変化に対応した新たな手法による販売促進にも取り組んでおり、現在は、ふるさと納税やSNSを活用したPRを実施している。今後も社会変化に対応しながら新たな手法の充実により販売促進を図っていく。

・本市では様々な規模・形態の事業者が地元産品の製造販売に取り組んでおり、事業者の状況も様々であることから、ニーズに応じたきめ細かな支援を行っている。

具体的には、小規模事業者が取り組む6次産業化に対しても幅広く支援しながら、意欲のある事業者には首都圏等での商談会への参加を促すなどして、事業者のニーズに応じた販売促進を図り、特色ある様々な本市産品の認知度向上に取り組んでいる。

今後も、事業者のニーズにきめ細かに対応し、取り扱う商品や素材の可能性を探りながら市場での競争力向上を目指していく。

令3教総第2980号

令和3年8月25日

秋田市監査委員 様

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝哉

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成30年度に実施された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり通知します。



平成30年度包括外部監査(秋田市教育委員会の財務に関する事務の執行について)の結果に対する措置状況

<p>項目(報告書・概要書ページ) 監査結果の要旨</p>	<p>措置状況：担当課所室 措置の内容</p>
<p><b>(3) 小学校フッ化物洗口事業</b> <b>【意見9】 他地方公共団体との実施費用面での比較の実施(58頁・15頁)</b> 「フッ化物洗口事業の検証」をとりまとめているが、実施費用の比較分析などは行われていない。 今後、事業の検証を行う際などに、効果面だけではなく、事業費や実施手法などの比較も行い、より効率的な実施手法を検討していくことが望まれる。</p> <p><b>(7) 小学校警備員の配置</b> <b>【意見16】 児童が利用する施設における警備業務のあり方の再検討(82頁・16頁)</b> 市立小学校を対象として警備業務が行われているが、小学校という施設が地域コミュニティの中核の一つであることを踏まえると、地域の児童見守り活動組織などにより一層の連携を図り、専門の警備員との役割分担を再検討することも考えられる。 開始から12年以上が経過していることもあり、児童が利用する施設における警備の必要性をあらためて見直し、早期に業務のあり方を再検討することが望まれる。</p>	<p>(措置済み：学事課) 令和3年度に、事業費、安全性、事業効果等について、中核市との比較検討も含めた検証を行った。本市の場合、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関との連携により、教職員の負担を軽減しつつ、事業の安全性に配慮した手法を取っており、事業費についても中核市の平均を大きく下回っていた。</p> <p>(措置済み：学事課) 令和3年度に、全ての市立小学校に防犯用監視カメラを設置した。今後は、カメラ設置後の効果を検証した上で、警備の必要性について再検討する。 また、コミュニティ・スクールを活用し、保護者や関係団体等と地域の実情に応じた安全安心の確保のあり方を検討していく。</p>